

原議保存期間3年  
(令和11年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事務連絡

令和8年1月16日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として介護保険の被保険者証が用いられた場合の被保険者番号等の取扱いに関する留意事項等について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第7条第1号ハの規定により、介護保険の被保険者証は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることが認められています。

他方、別添「介護保険の被保険者番号等の告知要求制限について（令和7年12月19日付け事務連絡）」のとおり、令和5年5月に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、保険者番号及び被保険者番号（以下「被保険者番号等」という。）について、介護保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求める 것을禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、本年4月1日から施行されることとなっているところ、介護保険の被保険者証を本人確認書類として顧客等の本人特定事項の確認を行う際の留意事項等については、下記のとおりですので、各省庁におかれましては、被保険者番号等の適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

また、本事務連絡は、厚生労働省老健局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人特定事項の確認の際の留意事項について

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として介護保険の被保険者証の提示を求めることが可能ですが、当該被保険者証の被保険者番号等を書き写すことがないようお願いいたします。この場合において、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。

介護保険の被保険者証の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等に対し被保険者番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けるようお願いいたします。また、被保険者番号等にマスキングが施されていない写しの送付を受けた場合については、被保険者番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。

なお、介護保険の被保険者証が本人確認書類として用いられた場合における、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第18号に掲げる記録事項については、当該被保険者証を特定するに足りる事項として、その名称に加えて、発行主体及び交付年月日等を記録する必要があります。

## 2 被保険者証を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として介護保険の被保険者証を用いる際の留意点を記載する場合には、被保険者番号等の告知を求めているかのような記載振りとならないようする必要があります。

例えば、「介護保険の被保険者証の写しは、被保険者番号等がはっきりと分かるものを送付してください」といった記載を行わないよう留意してください。

(連絡先)

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課

犯罪収益対策室 法令・企画係

(03-3581-0141 内線4923)